

第4回「都市計画基本方針検討」小委員会

議 事 録

平成29年3月8日

第4回「都市計画基本方針検討」小委員会 議事録

1. 開催日 平成29年3月8日(水)
2. 開会時間 午前10時00分
3. 閉会時間 午前11時10分
4. 開催場所 アストプラザ 会議室1
(三重県津市羽所町700番地 アスト津 4階)
5. 議題 「三重県都市計画基本方針(案)」の検討
6. 出席委員氏名 (議席番号は三重県都市計画審議会と同一)
第1番委員 朝日 幸代
第2番委員 村山 顕人
第3番委員 松本 幸正
第4番委員 柳川 貴子
第7番委員 井上 かず子

<事務局>

ただ今から、第 4 回都市計画基本方針検討小委員会を開催いたします。私は本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策課長の柘屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員会の開会にあたり、住まいまちづくり担当次長の渡辺から一言ご挨拶を申し上げます。

<事務局>

委員の皆さまには年度末のご多忙の中、ご出席をいただきありがとうございます。本日は 4 回目の小委員会となりますが、昨年 8 月の第 1 回以降、短い期間で精力的にご審議をいただきました。

また、村山委員長には 12 月の都市計画審議会において策定状況をご報告いただくとともに、委員からの質問にも回答していただき大変お世話になりました。ありがとうございます。

本日は、パブリックコメント等で寄せられた意見への対応についてご審議をいただき、3 月 22 日の都市計画審議会に諮る最終案を作成したいと考えています。本日のご審議、そして都市計画審議会の答申に向けご協力をお願い申し上げ、簡単ではありますが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

<事務局>

早速でございますが、これから先の進行につきましては村山委員長によりしくお願いいたします。

<村山委員長>

皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

まず、小委員会の議事録の署名者 2 名を、三重県都市計画審議会運営要綱第 10 条の規定に準じ、委員長から指名させていただきます。本日は松本委員と井上委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

次に、本日出席されています委員の人数は 5 人ですので、委員総数の 2 分の 1 以上であり三重県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定に準じ、本委員会は成立いたしました。

それでは、議案の審議に入る前にまず、審議の公開についてご審議いただきたいと思います。三重県都市計画審議会運営要綱第 8 条 1 項では非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただく議案につきましては非公開とできる場合に該当しないと思われるため、公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

異議ないようですので、公開することにいたします。

それでは、本日の傍聴人につきまして事務局よりご報告をお願いします。

<事務局>

本日、一般傍聴者の方が 1 名お見えになっています。報道機関の方はいらっしゃっていません、以上です。

<村山委員長>

それでは傍聴者に入場していただきます。しばらくお待ちください。

(傍聴人入場)

それでは、傍聴に際しまして、傍聴の方に注意事項をご説明いたします。傍聴者の方におかれましては、お配りしております傍聴要領にしたがっていただきますようお願いいたします。この規定に違反したときは注意し、また、これにしたがわないときは退場していただく場合がありますので、ご了承願います。

続きまして、本日の資料について確認をお願いしたいと思います。事務局、お願いします。

<事務局>

本日の資料についてご案内いたします。事項書が1枚、そして資料については1から4ということになっています。委員の皆さまには参考資料として参考資料の1から4というものもお配りしております。皆さま、配布漏れはございませんでしょうか。よろしいですか。

<村山委員長>

それでは、議題の審議に入りたいと思います。議事の1の第3回小委員会開催以降の検討進捗状況と、それから、2番の都市計画基本方針案の内容について、関係しますので合わせて説明をお願いしたいと思います。

<事務局>

それでは、議事の片括弧1、片括弧2、合わせてご説明いたします。都市政策課の橋本です。よろしく願いいたします。

お手元の資料のまず1から3と、本編であります資料4を参照いただきながらご説明させていただきます。なお、前回の小委員会での意見と回答については、参考資料1のほうにまとめてございます。

まず、庁内及び市町の意見等についてご説明いたします。資料1をご覧ください。字句の修正や、関連資料の更新などにもなう修正以外を記載させていただいております。

主な内容についてのご説明をさせていただきます。番号というところを見ていただきまして、番号の1ですね。こちらについてまずご説明いたします。

都市計画区域に関する考え方についてということで、拡大、縮小に対し人口減少なども踏まえ、縮小方向性を記載する必要があると考える、との意見です。対応といたしまして右のほうに書かせていただいておりますが、都市計画区域では都市計画法や建築基準法などにより、住民の生命、健康、財産の保護を図ることを目的などとして、建ぺい率の制限や接道義務により安全性の向上を図っており、南海トラフ地震などの大災害の復興計画を、いわゆる復興都市計画として定めることを考慮すると、仮に人口の減少により都市計画区

域指定の基準を満たさなくなった場合においても、当面、都市計画区域を維持していく考えでございます。

続きまして、番号で言いますと 3 番ですね。庁内、市町意見の聞き取りの部分、番号 3 のところになります。目標に関するご意見です。目標案、居住誘導区域内の人口割合の増加について、ご意見をいただいております。

これにつきまして、真ん中のところですね。理由等のところなのですが、評価の指標としては適切かと思うが居住誘導区域が設定された都市、都計区域だけの評価となってしまうなど、運用上の疑問とのご意見でございます。

対応としましては資料 4、本編ですね。本編の 33 ページなのですが、こちらのほうにも記載させていただいているところなんですけれども、都市づくりの方向と主な取組み、表 3 の 1 の取組みの中の黒四角の 2 つ目ですね。

都市機能の効率性と利便性の向上にかかる主な取組みとして、実効性のある取組みとして立地適正化計画制度を最大限に活用し、集約型都市構造の形成を着実に進めることとするなど、立地適正化計画制度を効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造を形成するための主要な手段として位置づけておりまして、この計画制度による取組みを指標とすることが適切でないかと考えている、という答えにさせていただいております。

次に、裏面の一番上になります。2 つ目になりますが、番号 9 番、土地利用に関する方針について意見の最後の部分を読ませさせていただきますと、工業系土地利用に関する考え方に続くかたちで商業系土地利用に関する考え方の項目を追加して、商業系施設立地は市街化区域の商業系用途地域内を原則とし、新たに商業系土地利用を目的として市街化区域の拡大はおこなわない、などの具体的な考え方の明記をお願いしますとの意見でございます。

対応としましては、こちらについては本編の 43 ページのほうになるんですが、中段部分、赤字で記載した部分です。工業系、この③の部分が前回までは工業系土地利用に関する考え方でしたが、後ほどパブリックコメントでも意見をいただいているところなんですけれども、産業に関する土地利用の考え方と改めさせていただきまして、A に商業系土地利用、B に工業系土地利用とさせていただき、商業系の土地利用に関しましては現行の区域マスタープランの考え方を基本に、内容を記載させていただいております。庁内及び市町の意見の聞き取りの主な内容は、以上でございます。

次に、パブリックコメント、基本方針の案に対する意見の集約結果という、資料 2 のほうをご覧ください。意見の集約期間は 1 月の 20 日から 2 月の 20 日までで、意見数は 3 件でした。

内容につきましてはこの下の表に書いてありますが、表の横方向に番号、ご意見の概要、ご意見に対する県の考え方、対応という順番に取りまとめております。対応については裏面の一番下に入れてありますが、凡例のほうに記載されております。

まず、1 の 1、第 2 章、都市づくりにおける課題整理について。民間企業等の活力を取り込み、との記載について、どのように取り込むことを想定しているのか。県民との協働に

よる、との記載について、県は県民とどのように協働してまちづくりをおこなっていくのか、具体的な手法や考え方を明らかにしたらどうかのご意見です。

対応として、右側のほうに書いてありますが、民間企業の活力を取り込みという部分につきましては、これも本編の33ページ、先ほどの表3の1の黒四角の4つ目のところにも記載させていただいているところなのですが、産業振興による地域活力の向上の主な取組みにおきまして、高速道路網の整備等で向上する物流アクセスを生かし、工業系土地利用誘導ゾーンにかかる運用の見直しなどにより、既存企業の事業拡大や新たな企業立地を促進することとしており、また、本県の誇る農林水産業や観光産業をより活性化するため、必要な基盤整備などを進めることとしております。

次に、県民との協働については同じく表の3の1のところにあるのですが、5つ目のところの黒の四角のところに、県民とともに考える地域づくりの中において主な取組みに記載した内容でございますが、右側のほうですね。三重県特有の景観など地域の個性を生かしたまちづくりについて、県民参画の取組みを引き続き進めることとしています、ということとしております。

具体の部分はこれから圏域や区域マスタープランで示していこうと考えていますが、本方針では、具体事例を挙げた表現としてはこの程度ということと考えております。

次に1の2ですね、番号の1の2。第3章、三重県の都市計画の基本的な考え方について、意見は裏面のほうに移るんですけども、地域経済を持続させるため新たな工業系産業用地などの記載や、幹線道路やインターチェンジへの企業誘致の促進を図る図示について、商業系の土地利用への考え方は含まれているのか。大規模商業施設を誘致すれば広域的な地域経済圏を構築でき、交流人口も生まれると考えられ、インター周辺を含め郊外への大規模商業施設の立地の考え方を明らかにしたらどうか、とのご意見でございます。

対応としまして右側のほうですが、先ほども市町の意見でご説明しましたとおり、本編43ページの部分の③の部分の産業に関する土地利用の考え方とし、A.商業系土地利用、B.工業系土地利用として現行のマスタープランの考え方を基本に、商業系土地利用を記載してございます。商業系土地利用の考え方や大規模商業施設の立地の考え方を明らかにこの中でもしておりますので、先ほどと合わせて対応させていただきたいと思っております。

次に、番号の2ですね。中勢地域に北勢地域にあるような大型商業施設がないため開発したい希望がある場合、どこであれば開発ができるのか。交通の便がいい高速道路、インターチェンジ周辺の開発をしたい場合、考え方はどうかのご意見でございます。

対応といたしまして、右側にありますように、開発の希望や地域における開発の可否は具体的な相談のもと判断することとなり、本方針へは記載しないこととします。

なお、先ほどもお示ししましたとおり、第3章のところで県で共通する商業系土地利用の考え方を追加しております。

これもちまして、パブリックコメントの対応については以上とさせていただきますが、一番右側の対応方針の①,②,③ということになるのですが、本方針で記載したもの、ご意見

をふまえて今後反映するもの、今回、取扱いは困難なものというような取扱いの判断とさせていただきます。

続きまして、今度は片括弧 2 の基本方針の内容について関連していますので、これまでの意見を受けた修正箇所も含めましてご説明させていただきたいと思っております。

資料 4 の本編をご覧ください。まずは 6 ページ、7 ページのところなんですけれども、関連する計画の見直しがありました。国と県におけるまち・ひと・しごとの戦略の計画につきまして更新がございました。それから、右側の下ですけれども景観計画についてもこの 4 月で変更ということになっております。

続きまして、ページ数で 36 ページになります。ここは内部調整なんですけど、広域交通ネットワーク等という表現がございましたが、この表現を広域道路ネットワークやリニア、中央新幹線などと改めましてリニア、中央新幹線に対する都市計画で対応する方向性を明確にしております。

続きまして、39 ページでございます。39 ページ上の部分、赤で表示した部分は前回の都市計画審議会委員から、①の部分なんですけど、都市計画区域の再編で関係市町のまちづくりの方針をふまえて、継続して協議しながら長期的な視点で検討を進めますとあるというふうに、最初のときは書いてございました。

市の条例などで決めた方針と整合を図る必要があるのではないか、とのご指摘でした。しかし、この部分は市町村合併にともなう再編の検証から記載した内容であるため、その考え方が分かるようにこの内容を修正しております。

文章のほうですけれども、市町が一体的なまちづくりを進めるためにはその行政区域内にある都市計画区域は単一であることが望ましいが、同一市町内に 2 つ以上の都市圏が存するなど、複数の都市計画区域を存置することが必要な場合もあるため、都市計画区域の再編にあたっては当該市町のまちづくりの方針をふまえ、総合的、長期的な視点で検討しますといたしました。

また、市議会議員のご指摘につきましては、市街化調整区域内における開発の考え方をとらえた内容でございましたので、そこにつきましては基本方針におきましても、41 ページのところなんですけど、中段下の B の部分ですね。B、市街化調整区域のところで市街化を抑制する区域で引き続き自然環境や農林漁業との調和、共存を基本に土地利用を図ることを示した上で、地域の状況に応じて一定の開発や建築行為を許容し、地域の活力や生活環境を維持することという表現がございましたので、この辺りで改めて説明がしっかりされているということでございます。

また、これにつきましては、線引き都市計画区域の現行のマスタープランにおきましてもその方向を記載しておりまして、お手元、委員の皆さまには配布させていただいております、参考資料 2 というのがございます。

これは現行のマスタープランの抜粋でございまして、四日市の区域マスタープランのところなんですけど四角で枠取ったところですね。A のところに、これは市街化調整区域の土地

利用の方針の中なんですけれども、Aのところは秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針ということがございまして、この辺りで市街化調整区域での、集落での取扱いであるとか地区計画を活用するなどというような表現がございます。

これらによりまして、集落の維持のための一定の開発について許容する内容も記載させていただいているところで、今後の区域マスタープランなどで明らかにしていくという内容となっています。

なお、この参考資料の2では、パブリックコメントでいたしました工業系や住民の協働についての具体的な記載もちょっと載せておりまして、先ほどの一番下のところには地図にある中の工業系に関する具体の地名などを挙げて、市街化区域への編入なども必要に応じて行っていく内容であるとか、裏面でございますが、住民参画の内容につきましては伊勢都計の中で歴史文化景観の保全及び活用に関する内容といたしまして、地区によりましては地域住民の参加による整備、創出を図っていくというような内容になっております。

さらに、伊勢の場合は一番下のところに特出しで、今後の区域としての取組み事項ということで住民と事業者、行政の協働によりしっかりと交流保全や交流の維持、両立を目指していく必要があるというふうに表記しておりまして、今後、具体的に表記させていただきたいなというところで考えています。

続きまして、本編に戻ります。43ページをご覧ください。43ページは、先ほどもお話ししました産業に関する土地利用の考え方の部分で、これまでご説明させていただいた内容となっております。

最後に、46ページにつきましては用語解説なんですけれども、「協創」という、三重県で使っている言葉について注釈を追加しているところです。

修正箇所については、以上です。

最後に、これまでの経過についてご説明させていただきます。ちょっとボリュームが多いですが資料の3になります。資料3をご覧くださいますと、前回の小委員会以降、12月の都市計画審議会までに市町検討会と庁内連絡会議を開催し、意見を調整してパブリックコメント案を作成しております。

前回の審議会での議論をふまえてパブリックコメントを実施して、合わせて市町にも最終の意見の聴取をおこなっているところです。小委員会に向けて最終の市町との意見交換を2月に開催し、この最終案を合意してこの小委員会でお出しさせていただいているということでございます。

経過については以上で、事務局からの説明も以上となります。

<村山委員長>

どうもありがとうございました。市町などからの意見やパブリックコメントの結果、それをふまえた都市計画基本方針の最終案について説明がございました。

説明は以上ですので、これから審議に入ります。この内容について委員の皆さまからご意見等、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

私から一点よろしいですか。資料 1 の庁内、市町からの意見の対応の 3 つ目のもので、これは目標として 34 ページに居住誘導区域内の人口割合が増加というふうを書いてあって、それが多分この理由、意見の趣旨は、立地適正化計画を策定していない自治体においては居住誘導区域というのがありませんので、測りようがないということですよ。

それが運用上問題なのではないかということだと思うんですが、対応のほうを見ると確かに書いてあるとおりで、ぜひこの立地適正化計画制度による取組みをやってほしいということなんですが、ただ、実際問題やらない自治体もあります。

その場合に何か小さく注釈でいいので、例えば立地適正化計画を策定していない自治体、あるいは策定する、まだできていない自治体については例えば市街化区域とか、あるいは線引きしていない土地について用途地域内の人口割合が増加している、ということを目標にするということを書いてもいいのかなと、ふと思ったんですがどうでしょうか。

少なくとも、調整区域のほうに人口が増えていくということがないようにするということです。

<事務局>

都市政策課の柘屋でございます。この点、目標値ということなのですが、一応これから、県の施策の目標として立地適正化計画を最大限の活用ということにしておりまして、それで、目標値にするのは、すべてを網羅するとは限らなくて象徴的に行われることについてその成果を見ていくという意味で書いているんですけど、その注釈につきましては入れたほうがいいのかどうかということも含めて、ちょっと検討をさせていただきたいと思いますがあくまでも代表的なことを挙げて、この変革の視点のところ再掲できる部分だと思いますので、そういったことをふまえて象徴的な目標設定をしたという意味合いでございますので、検討したいというふうに思います。

<村山委員長>

分かりました。

<事務局>

この区域マスタープランの設定が 32 年、次に改定になります。ですので、私どもとしてはこの 32 年までにできるだけ多くの市町で立地適正化計画を作っていただきたいと、県の勝手な理由のような言い方をしていますが、やはり僕らはこれが非常にいい機能、制度であって、積極的に進めたい実効性のある集約型都市構造を目指すのに使える計画である、というふうに認識しています。

ですので、32 年までにできるだけ多くの市町が参加いただいて、この計画を作ってもらえないかという思いで今もいろんな情報を流したり、アドバイスをしたりというふうな形で進めていきたいなと思っています。

<村山委員長>

分かりました。

<事務局>

もちろん、先生のご提案は検討させていただきます。

<村山委員長>

ただ特徴的な、変革のところですし、まずそういう取組みを推進するというのが、それでそれを評価するということであれば原案のとおりなのかなと思います。

<松本委員>

今のことと関連すると、先ほどの、縮小を検討する必要があると考えるっていうのがあったじゃないですか。これは多分、内部資料だけで見たらいいのかもしれませんが、ここが、都市計画区域を縮小する考えはありません等々、その下にもいろいろ書かれておりましたが、その意味のひとつに、要はこの立適をやって居住誘導区域内への人口集中というのをこれから目指していくというのを書いておくと、だから都市計画区域を別に縮めないんだけど、でも集約は図っていくんだよというような声かけになるかなと思うんですけどね。これだけの話だから特にいう話でないかもですけどね。

では、ついでに。

<村山委員長>

お願いします。

<松本委員>

商業系のところですね。ここで方針が明らかになったんですが、これを見るといわゆる区域マスで商業地域、あるいは近隣商業に指定され、かつ、駅から1km以内の範囲に立地誘導をするという、こういうことですよ。逆に言うと、駅から1km以内でない商業地域や近隣商業ってあるんですか。

<事務局>

あります。

<松本委員>

あるんですか。では、そこには誘導しないということですか。

<事務局>

ここで言っている1kmの範囲というのは、その大規模集客施設ということで、床面積が1万平米を超えるようなショッピングセンターです。そういうものはその一定の、駅の周辺とかに集めるということで、それぞれの商業地域の中には例えば団地内の商業地域というのがあって、それぞれの住居の指定に応じた、例えば3000平米以下とか1000平米以下の、いわゆるスーパーマーケットであつたりコンビニみたいなものは合っているということで、ここで言っているのは、本当に大きなショッピングセンターはこういうところにこれからは抑制していく、ということで考えさせていただいているということで、本当に前回の区域マスも引き継いで、引き続きこういう方向でやっていくということでございます。

<松本委員>

でも、1kmから離れていても、今回のうち広域的な拠点におけると書かれているんですが、広域的な拠点として位置づけてそこに商業が張り付いているようなことであれば、さ

っきのショッピングセンターはあってもいいかなと思っているんです。

というのは、鉄道ではなくてすごく高密度なバス、それはそれで、そういうところがあるのかどうかはちょっと分かりませんが。

<事務局>

正直、鈴鹿の平田なんかは駅から1kmをちょっと離れていますけども、すでに大きなショッピングセンターとかあって、象徴的に駅から1kmということを書いていたと思うんですけど、バスの交通の便が非常にいいとか、そういう中で広域拠点っていうのを前回は定めて設定をしておりますので、必ずしもこの1kmだけの範囲ではなかったかと思うんです。ちょっと確認を。

<事務局>

この記述につきましては、前回の基本方針の中では明確には書かれていないんですけども、その後の圏域マスタープランでありますとか、区域マスタープランで運用している商業系の土地利用の考え方を示したものが文章にするとこういうかたちになるという中で、この中で、最後にそれ以外の場所では原則抑制しますというふうに書いてございまして、その原則という部分で、そうでない場合もありますという含みを少し残したということと、それから、近隣商業地域とか準工業地域については市町のほうで別途、特定用途制限とか用途地域の指定をかけて抑制したいという意思を表すということもできますので、前の基本方針にはそうしたい場合はそうしましょうと、県としてはそういったできるところ、法律上できるところではあるけども原則、誘導はしないという意味合いの運用をしており、そのことを文章に表したというかたちになるのかなと思っています。

<松本委員>

運用上はこうならざるを得ないという部分ですが、理想的にはこうだなと思いますがやはりこれからは立地条件、駅とかにこういう誘導。

ここで、都市計画という意味では都市計画としてきちんと広域の拠点だと位置づけて基盤を整備します、アクセス等も整備します、公共交通も今後ちゃんとやりますと、もし位置づけて認められるのであれば、それは認めてあげるのが都市計画かなと。

20年、30年後に向かってやっていくというふうがあればと思ったんです。ただ、それを認めないよと書くのはいわゆる都市計画の理念としては不整合なのもあるなと思ったんですが、ただ、やはり基本はコンパクトっていうところが一番重要なので、そこを表にまずは出して、ただ原則ということで可能性は残してあると、そういうことですね。分かりました。

<事務局>

これにつきましてですけれども、参考資料の4ですね。今回は資料編というかたちで、公表はしませんが資料というものを作っております、この85ページを一度ご覧いただくと、現行のマスタープランの広域拠点及び地域拠点というのが表記されてございます。

広域拠点につきましては先ほど次長のほうからも説明させていただいたとおり、集約型

というものと維持型という、それから地域拠点としまして町の役場周辺であるとか、こういったところも含めたところを地域拠点と一旦位置づけておまして、私ども、この広域拠点、および、広域拠点の集積型というところに積極的に大規模集客施設を、維持型というところは今ある機能を維持していただけたらということで、今回も今、大規模集客施設があるところは維持してもらってもかまいませんという表記にはしているところですが、こういったところの拠点の人口の動向であるとか、災害リスクの状況、それに都市機能の集積状況や交通アクセスの状況などこういうふうに整理しまして、将来的にもこれが維持されることを可能かどうかなどを判断しながら、市町にはこれを都市機能誘導区域であるとか、あるいは大きな拠点、いわゆる大きな広域拠点として位置づけていくかどうかなどを議論していけたらなと思っております。以上です。

<事務局>

これは全部、集積型は1kmに入っているんですか。広域拠点、集積型は駅から1kmに入っているんですか。

<事務局>

入っていないところもあります。

例えば、津波浸水想定のところを中心に施設と書いてあるところがあるんですが、前回には駅というものもあったんですが商業施設を中心に持ってきている場合もございまして、ちょっと考え方が少し、こういったものを維持していくという考え方がございました。

<村山委員長>

これは確認なんですけれども、基本方針の中では特に広域拠点とか地域拠点が具体的にどこかという記述まではしないんですよ。これから都市計画区域マスタープランを作る中で指定していくと。現行のやつがこうなっていてあんまり変わることはないのかもしれませんが、理論的には新たに拠点を増やすとかっていうのもあり得るわけですよ。実際それはないかもしれませんが。その指定の考え方がこの参考資料の87ページ以降に書いてあるというふうに理解すると。これは今回、これから作っていく都市計画区域マスタープランにおける拠点の設定方針。

<事務局>

まさにそのとおりでありまして、今現在、県として従来の考え方を踏襲しつつもやはり、都市機能誘導区域であるとか居住誘導区域というところが明確にされてきましたので、都市機能がどれだけ集約されているかであるとか、交通機能とどれだけ連携ができているのかをもう少し掘り下げて設定してはどうかというところで、今、検討を始めているという状況でございます。

<村山委員長>

すみません、93ページを見るとこれは今、検討中。

<事務局>

検討中で、まだ市町に提案して了解をいただいたわけではない内容です。

<村山委員長>

これは今、黄色でハイライトしてあるところは新たに加える可能性がある状態なんですか。

<事務局>

前回の基準で出てきた施設であるとかいうものだとか、黄色のハイライトは前回から新規に検討対象として見ている部分ですね。一番下のところにあります。

<村山委員長>

要件を満たしているのです。

<事務局>

要件が似通っていたりするようなところを、検討しています。

<村山委員長>

実際に拠点とするかどうかはまだ。

<事務局>

まだこれからというところですね。

<村山委員長>

他にいかがでしょうか。

<朝日委員>

今のこの資料編のほうと、こちらの今回の基本方針（案）のほうとの場所の位置関係が少し分からないんですけれども、今、立地適正化計画の内容のものと広域拠点の箇所はこの資料編に、89 ページ以降に詳細に書かれているんですけれども、こちらに関する内容のものというのはこちらの案のところでは、この立地適正化計画の話っていうのは、具体的にはこちらの（案）のほうではどの位置に入れ込んでいるのでしょうか。

<事務局>

37 ページのほうをご覧ください。両括弧 2 の、特性に応じた集約型都市構造の形成というところがございますが、この中で、前回まではそういう施設の具体性などは書いていっていませんでしたが、集約型都市構造とは医療、福祉施設、商業施設などの機能がアクセス性の高い交通結節等の拠点に集まっているようなところだということで、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方にもとづいて設定していくということで、①、拠点の部分ですね。拠点の部分には各圏域に都市の拠点を置き、地域特性に応じた都市機能の配置やメリハリのある土地利用の誘導を図っていくということで、この中に広域拠点という表現や地域拠点という表現をしておりますが、まだちょっと具体的に市町との、これからの調整が必要ですので表現としてはこういったところでとどめております。

また、ネットワークの地区の考え方や市街地、いわゆる市街化区域や居住を誘導する範囲についても、市町が定める計画などとも諮りつつ調整していきますが、基本的な考え方はここに表記させていただいたということになっています。

<朝日委員>

そうしますと、先ほどお話があった、できるだけこの立地適正化計画を作っていただきたいということが将来的にはあるんですけど、そのところの、そういうことをしてほしいという希望的観測みたいなことはどこかに入っているのでしょうか。もし入っていないようであれば若干、何かその辺を匂わせて入れ込んでもいいのではないかと。

今回、かなりここが本当に重要なところなんじゃないかというふうに思いますので、何らか触れておくといかないかというふうに思います。

<事務局>

先ほどご説明しました、33ページの都市づくりの方向で今回決める5つの方向の、大きな2番目に持ってきておりますが、実効性のある取組みということで黒四角の2つ目のところですね。主な取組みの一番上のポツですけれども、実効性のある取組みとして立地適正化計画制度を最大限活用していくということを高らかにうたったんですが、これではちょっと5つの方向に隠れてしまいますので、次の34ページのほうに更に都市経営の観点という表現を持ってきまして、効率的で利便性が高く持続可能な都市形成に関する考え方として、こういった機能を集約する、あるいはその沿線に居住を誘導するといった表現を残しまして、この辺りでさらに居住誘導区域内の人口割合が増加と。

これがストーリーとしては全体に変革の観点としてしっかりとやっていただきたい、ということを出しているというかたちなんです。

<事務局>

先生がご指摘のところは、例えば37ページの特性に応じた集約型都市構造の前段のリード文のところのそういう立地適正化計画を活用したと、そういうふうなことを入れたらいかがかなと。

<朝日委員>

ええ、その文言を入れ込んだほうが分かりやすいかなという。

<事務局>

この(2)の、この特性に応じた地域都市構造の形成について、この文の中にそういう立地適正化計画を上手に使ってというふうな。

<朝日委員>

ええ、だから文言がひとつ入っていると、ここで資料とかもたくさん出ていますので。

<事務局>

ここだけ見ていると立地適正化という言葉はないんですね。それも活用して集約型都市構造を目指します、というふうな入れ方でいいですか。

<朝日委員>

そうすると多分、いわゆる後ろの文言、用語説明のほうにも立地適正化計画という言葉がこういうふうに掲載されていて、それがどの辺から位置づけられてこちらに入っているのか、というところもあるのかなって思いますので。

<村山委員長>

場所としては 37 ページが分かりやすいです。

書き方の提案なんですけども、ここは拠点ネットワーク、市街地の範囲を定める方針が書かれているので、立地適正化計画の策定を推進するとストレートに書くんじゃなくて、立地適正化計画の策定を見据えてこういう拠点やネットワークや市街地の範囲について考えていきます。

それを考えるのが都市計画区域のマスタープランであり、自治体レベルに落ちると市町村のマスタープランと立地適正化計画を具体的に作るという。そういうふうにしたほうが、この基本方針としてはすっと入るかなという気がします。ただ、立地適正化計画っていう言葉はしっかりと欲しい。

<事務局>

その県の基本方針があって、それと市町村が作る立適との、ですね。上手いこと使っていくという、その辺の言葉を上手に、ということも重要視して。

<村山委員長>

そうですね、その辺を、あくまでも立地適正化計画を作るのは基礎自治体です。そのため、それも見据えて、あるいは想定してこれを考えてくださいという。

もう 1 点よろしいですか、私から。パブコメのほうでしたか、県民意見のことが書いてありまして、1 の 1 の意見でしょうかね。

その県民とともに考える地域づくりに関しては、三重特有の景観など地域の個性を生かしたまちづくりについて、県民参画の取組みを引き続き進めることとしていますという書き方なんですけど、例えば、都市計画区域マスタープラン策定における住民参加とか、市町が都市マスタープランとか立地適正化計画を作るときの県民、市民参加ということも大事かなと思ったんですけど。

その例として、景観というのは個別の取組みのときに県民が参加するということなんですけど。それを言い出すといろいろなものがあるので例として出されているんですけど、そもそもこのマスタープラン自体を県民参加、市民参加のもとで作っていくというようなことがあまり、実は基本方針に書かれていなかったかもしれないので、それを書いてもいいのかなと思うんですけど。

実際、市町のマスタープランは結構市民参加があるんですけども、都市計画区域マスタープランのほうはパブコメ程度ですか、そんなことはありませんでしたか。

<事務局>

一番広くはパブコメです。あと、圏域で協議会は作るんですけども、大体その住民代表っていう方を各市町さんから 1 人ずつ出してもらうんですけど、実質は、例えば市の都計審の委員であったり、結構限られた方で、県の場合だと。

<村山委員長>

実際できることと、ここに書くことをちゃんと整合取らなければいけないんですけど。

<事務局>

個別のことは変えられるのはあれなので、やっぱり全体を見れる人を選んでしまうということですね。

<村山委員長>

そうですね。だから、小委員会の設置をして地域の声をきちっと聞くということとか、最終的にはパブコメをして幅広く意見を吸い上げるようなこともやっていくのであれば、計画策定への県民参加っていうのもやっぱり考えていますよ、ということも書いてもいいかもしれません。

<朝日委員>

確か前回のときには、地域のときに対話型で委員の我々と住民の方が参加するっていうのがあったと思うんですが、あれもひとつの住民参加といえば住民参加かなというふうに思いますが。

<事務局>

それは各圏域の委員会で住民の方から意見を聞くような場があったということですか。

<朝日委員>

確かそうだったと思います。

<村山委員長>

委員お二人が座ってこちらが、さっき言いました、代表の方っていうのは結構地域の代表の方も。

<朝日委員>

はい、結構人数も多かったと思うんですけれども。

<事務局>

10人程度とかで。

<朝日委員>

一般の方はいらっしゃいませでしたか。

<事務局>

一般の方も南のほうでは出てもらって、先生が入ってもらったところでは一般の代表の方も入ってもらって。

<朝日委員>

出ておられたんです。

<事務局>

あとは法的には公聴会をやりますので、その場っていうのは使えるんですけども。

<村山委員長>

まず、その基本のマスタープランへの県民参加について、少し記述したほうがいいのかもできませんね。どのみちやることですし。

<井上委員>

今おっしゃられた、いわゆる表記の仕方と言いますか。この県民の参加、各市町の計画

などを、地域によって三重県はいろいろと特性があると思うんですね。また、そういうふうな各市町の取組み方を何らか図式に表して、こういうふうに県のほうは計画を立てているとか、そういうふうな一般的にも分かりやすい県民参画っていう表記の仕方をされたらいかがかんと思ったりもします。

<村山委員長>

実際には今回も5圏域でやる、小委員会を作ってやるということは、そもそも三重県は広いのでまずは大雑把に、5個にわけて地域特性を意識しながらその参画をやるっていうことですよ。そのことを明記していただくといいですよ。

<事務局>

基本方針のほうでそういうところも少し触れるということですよ。実際、先ほど朝日委員が言われたように、そういう地域の中で他の方からご意見をいただけるような場をと、か、会話する場を持つ、そういうようなイメージ。

<村山委員長>

そうですね。まずもちろん公聴会、パブコメというのは。

<松本委員>

よろしいですか。1個戻りますが、先ほども話題にのぼりましたがごめんなさい。立適を書いているところなんです、これは変わらないのかなっていうのが心配で。立地適正化計画というその計画の名称自体で大丈夫かな、この先変わったりしないのかなと。変わらないか。

<村山委員長>

法律、国のほうで変えるか。

<事務局>

法律で決められている制度ですので、あんまりころころとは変わらない。名前を変えて引き継がれるっていうのは。

<松本委員>

名前が変わる可能性はあるなと思ひまして。

<村山委員長>

ちょっと評判がよくない。いろいろな意見が。

<松本委員>

心配なのでそれをばちっと書きちゃうと、これはもっと長期の計画なのでというのがひとつ心配なので何かそういう、立地の誘導に関する計画とか何かぼやかすのがひとつかなと思ったんですが。要は変わっちゃったあと見たときに、意味はわかりますけど。

<事務局>

法的な制度名ですので、立地適正化計画とこの基本方針の中で書いてあって、それがもしかして法改正によって何か違う名前、名称に変わったとした場合は、それは読み変えたらいいかんというふうに思いますし、かなり立地適正化計画というのでずっと今まで書

いてきてますもので、それを少しぼやかした名前にしてしまうと余計に分かりにくくなってしまわないかなという心配はしますので、というふうに我々としては。

<松本委員>

分かりました。法律上なくならないと、それが一番。結構です。

それから全然話題が変わるんですが、ちょっと聞いたところでは下水道の整備というのがどうも国の方針として今後限られると。審議、というようなことをちらっと聞いたんですが、ところがこの44ページを見ますと、相変わらずこの記述でその必要性、下水道の整備を引き続き進めるなどというふうに書かれています、その辺の国の方針の対応等々に応じた修正は必要ないのかなと思って。

それともう一点は、これは前日も発言をさせてもらっておりますが、やはり生産緑地の制度が今度、32年ですけれど大きく見直しがあって都市内農地をどうするのかっていうのがありますが、そこを方針として何か書いてあげるといいのかなと。いわゆる都市内の農地はこれからもやっぱり当然、必要なところは必要に応じて保全していくのか、あるいはそこは各利用を図っていくべきなのか、とか。あるいはそれは地域に応じてできることなのか。そういうのを示さなくていいんですかね、ということです。

<事務局>

まず、下水道のほうは確かに、流域下水道であったり公共下水道で処理するのか、合併浄化槽で処理するのか。あと、農業とか林業の集落排水で処理するのかという、いろいろな手法を使ってベストミックスしようっていう方向が出てきていますので、当然それには対応していく必要があると思っております。

生活排水処理については下水、農集、合併を含めて三重県の生活排水処理アクションプログラムっていう下水道上位計画があって、その中で下水道でいくぐらい処理しようかっていうのを決めていって、時代に応じてその割合を変えたりしていますので、その方針にもとづいての下水道はこの農集との連携を図りながら整備を進めていくということは大丈夫のかなというふうに、ひとつ思っているというところです。

それと、いわゆる生産緑地、都市内農地については、今回、その市街地内の農地というのは適正に保全していこうという一般の法律もできていますので、それはやはり市街化区域がある都市計画区域ということで、例えば桑名とか四日市は生産緑地制度の適用をしていますので、全域ですと都市内農地をどうするかっていうのは少し迷うところはあるんですけども、圏域の中では今回法律が出てきます都市内農地の活用とか、そういうところは圏域のほうで議論したほうがいいのかな、というのは今考えているところです。

<事務局>

そこで具体の記載のほうで、実は委員会との間で少し修正させていただいているところがありまして、41ページのところなんです、市街化区域内の農地につきまして41ページの①の、例の市街化区域というところの、上から5行目くらいですか。

市街化区域内にある集团的農地や山林等は都市農業や市街地における貴重な緑、オープ

ンスペースになり得る土地として積極的に都市計画上の位置づけを与え、適切に保全、活用しますということで、先ほど次長からも説明させていただいたとおり、生産緑地が市街化区域内であればこれからは指定できるという運用が広がったことや、今度 13 番目の用途地域として田園居住地というようなかたちで、用途内に 13 番目の住居系の用途も出てきましたので、その辺りで都市計画上の位置づけをして積極的にやっっていこうかということで考えております。

更に、45 ページの中段のところでも自然的環境の部分、これが区域マスタープランでの記載になりますが、この辺りでも里山であるとか、あるいは河川などの緑地も含めて方針を掲げさせていただいています。

下水道につきましては、先ほども次長のほうからもお話させていただいたところなんです。一点だけ、国総研さんと縮退のまちづくりということでうちのほうの名張市さんの縮退を、郊外のいわゆる団地がたくさんある中で少しずつ小さくしていくというモデル形成をやっていただきまして、その中では区域を例えば半分にして下水道をこちらはやめてしまう、というやり方もあるし、ある一定、低密度化をして管の関係を塩ビ管等程度ですむような、いわゆる管理しやすいところまで落とすというようなことも考えられるよね、ということは下水道さんとも話をしておりまして。

まだ県庁所在地で下水道が増えてないのは三重県ぐらいでして、津がまだ下水道ができておりませんので、まずはそのハードルを越えて頑張ったうえでの縮退であるとか、合わせた下水道整備を進めたいなということで、考え方としてはこのままいかせていただけたらと思っております。

<松本委員>

生産緑地はきちんと書いてあって、今説明いただいてこれで結構です。位置づけをおこなって、今のところはもうこの言われたように。

下水道は有料化したんですが聞いた話ではあと 10 年で打ち止めだよと言っているの、引き続きじゃなくて合わせてやらないといけないなということを考えなくていいかなという。

<村山委員長>

両方あるんでしょうね。だから、最後の 10 年って言ったならあれですけど、本当は僕も聞いたことありますが積極的に進めるべきだし、一方、亀山で都市計画審議会の委員をやっていますけども、下水道区域の計画区域を少し小さくしたんです。

それは成長時代に過大に設定していて、田んぼとか畑のところにも入っていたので逆にそれをそのままにしておくところにまた宅地が発生する可能性があるの、そういうスプロールをやめるという意味で、止めるという意味で区域を少し小さくしたんです。もうちょっと思い切ってやってもいいかなとは思ったんですけども、そういう点も実は重要で、津市のように拠点的なところはもちろん都市的なインフラが整備されなければいけないし、もうこれからあまり市街化が起こらないようなところは逆に縮小していかないと、

インフラでコストが大変になってしまう。そこが両方あるっていいことを書いてもいいかもしれません。

あと、それを思って道路のほうを見たんですけど、道路も都市計画道路の見直して時々やっています、これも多分、交通処理上もう要らないというところを見直したりというものもあるし、これからは多分建設コストとか維持管理コストのことを考えて、やはり今までの計画を見直すということがあるし、やらないといけないと思うので、そういった人口減少時代の都市施設整備に関する見直しの考え方みたいなことが、どこか書けるといいのかなというふうに。

だからそれぞれの道路公共交通、下水道等のそれぞれの項目で書くのは大変なので、何かまとめてそういう、人口減少時代あるいは脱成長時代において将来の建設維持管理コストの低減を図るために、一度計画したものの見直しも含めて考えていきます、みたいなことが書けるといいのかなというふうに思ったんです。

<松本委員>

44 ページのローマ数字 2 の①の間に、そういう全体を表示しないと。

都市公園の見直しもおこなわれているんですね。ただ、そういうのを全般で書いてもらってもいいかもしれませんね。

<村山委員長>

公園も長期未整備のやつをやめたりとかするんですか、三重県でも。名古屋市では今それをやっているんですが。

<事務局>

県内では伊勢市がまず、緑の基本計画とは別に見直しのマニュアルを作って大きく、緑がたくさんあるものでそれほど公園が要るのか、という議論があつて先ほども言った都市緑地であるとか里山、それからあそこは神宮という大きな森もありますので、そういったものと都市を含めて再評価し直していただくということがあります。

<村山委員長>

松本委員が具体的に提案していただいたように、ローマ数字 2 の見出しと①の間に少し今のようなことを書けるといいかもしれません。

他にいかがでしょうか。

<井上委員>

よろしいですか。本編の 39 ページの都市計画区域の拡大の見直し方針っていう、この、合併された市町なんかの都市計画区域外に位置し、となるような地域について都市計画への編入を計画されることもあると。

その場合、先ほどの 3 行の資料 1 に鉄道駅から 1km の範囲に立地を誘致するとかそういうふうな計画と、ここで、大規模集客施設などの立地などにより広域的都市構造に影響をおよぼす恐れがある区域については、準都市計画区域の指定や建築基準法の適用って書いていただいている。こういうふうなところの整合性って言うんですか。ひとつ、ここには

鉄道の区域から 1km 範囲で大規模の施設を誘致していく、計画していく。こういうふうな区域外に位置して大きな開発をするっていうことになった場合も、検討課題に入るっていうふうに理解していいのでしょうか。

<事務局>

39 ページで書いておられますのが、都市計画区域外、区域の外にあるところで大規模なショッピングセンターみたいなものができることを抑制するために、準都市計画区域をかけるという、そういうことをここでは書いてあるということになります。

<井上委員>

見直し方針ということで、今まではそういうところも了解していることで大きくなっているところもあると思うんですけども、そういうところを抑制していくための。

<事務局>

そうですね。指導として入ったと、そういうことです。

<村山委員長>

確かに、大規模集客施設を作るようなイメージも持ちちゃいますね。読むとね。

<井上委員>

そうなのかなと、ふと思ったりしたものですから。

<村山委員長>

つまり、そういうものが立地しないように抑制するためにも、都市計画区域の中に入れておかないといけないので。市まで離れているか。

<事務局>

(立地) するためにかける、みたいな。

<井上委員>

そんなふうに認識してしまったものですから。

<事務局>

その文章は修正をしたいと思います。抑制をするためにこういう区域に入れるとか、準都市計画区域を指定するとか。

<井上委員>

拡大などの見直し方針となっているので。

<事務局>

そうですね、分かりました。ありがとうございます。

<村山委員長>

よろしいでしょうか。もしなければ、これで審議を終了したいと思います。いくつか修正点はありましたので、よりよくする前向きな提案だったと思いますのでぜひご検討をいただければと思います。

最後に、連絡事項について事務局からお願いします。

<事務局>

連絡事項をお伝えします。資料 3 のほうをもう一度見ていただくと幸いです。資料 3 にありますように、今回の小委員会を開催いたしまして本日いただいた意見を反映しながら、7月に諮問をさせていただいたこの方針を3月の22日の第183回都市計画審議会でもう一度いただきたいと考えておりますので、これは事務局側から説明をさせていただいて、それで、いかどうかという答申をいただくような方向になると思いますので、議案として挙げさせていただきますように思っております。

なお、今回いただいた意見とパブリックコメントの内容について、市町の意見もという前回のご指摘もありましたので、簡単にというわけにはいきませんが、丁寧に説明をさせていただきますが当日はそういったかたちでの運営となるということと、次回、村山先生が欠席というご案内を聞いておりますので他の先生がたもすみません、積極的にアドバイスをいただけたらなと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

<事務局>

議事は以上でいいと思いますけど、都市計画審議会に諮問して小委員会で議論いただいて、これを3月の都計審の本番のほうへ持っていくわけですけども、ここで他の審議会の委員からこういうことを加えたらどうかとか、もしかしたらそういう積極的な意見が出るやもしれませんので、その原案どおりってことでこれは都市計画決定ではないので、答申としてこの事務局の提案の案に対して審議会で追記すべきっていうことがあれば、そういうところを追記して基本方針として答申しますという、そういうことでいいですね。

どうしてもこの原案を守ることはないんですよね。その辺は議論のうえで妥当なご意見は基本方針に入れ込んでいって、最終、仕上げさせていただくというようなことで、答申を受けるということでいいですね。

<村山委員長>

ただ今の連絡事項についてご質問等ありませんでしょうか。なければ、以上をもちまして議事を終了したいと思います。では、司会を事務局にお返しします。

<事務局>

村山委員長には議事の進行、ありがとうございます。また、委員の皆さまには本日、ご審議を熱心にいただきましてありがとうございます。

これをもちまして、第4回都市計画基本方針検討小委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(終わり)